

# 第160回 定時株主総会 招集ご通知

本年より、株主総会にご出席の株主様へお配りしておりましたお土産は、とりやめとさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



## 開催日時

2018年6月27日（水曜日）  
午前10時（受付開始 午前9時）

## 開催場所

大阪市北区堂島浜二丁目2番8号  
当社本社 12階大ホール

（末尾の「株主総会会場案内図」をご参照ください。）

## 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役9名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

書面（議決権行使書）および  
インターネット等による議決権行使期限  
2018年6月26日（火曜日）午後5時30分まで

証券コード3101  
2018年6月5日

株主各位

大阪市北区堂島浜二丁目2番8号

**東洋紡株式会社**

代表取締役社長 檜原 誠 慈

## 第160回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第160回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2018年6月26日（火曜日）当社営業時間終了の時（午後5時30分）までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2018年6月27日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 大阪市北区堂島浜二丁目2番8号  
当社本社 12階大ホール  
(末尾の「株主総会会場案内図」をご参照ください。)

### 3. 目的事項

#### 報告事項

1. 第160期（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）  
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第160期（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）  
計算書類報告の件

#### 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 取締役9名選任の件  
第3号議案 監査役1名選任の件  
第4号議案 補欠監査役1名選任の件

### 4. 招集にあたっての決定事項

書面とインターネット等により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、同一の方法により、重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

以上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎次の事項につきましては、法令および当社定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.toyobo.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

- ① 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書
- ② 連結計算書類の連結注記表
- ③ 計算書類の株主資本等変動計算書
- ④ 計算書類の個別注記表

従いまして、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類には、本招集ご通知添付書類に記載したもののほか、当社ウェブサイトに掲載している上記事項も含まれております。

- ◎事業報告、連結計算書類および計算書類ならびに株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.toyobo.co.jp/>）に掲載させていただきます。
- ◎決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、上記の当社ウェブサイトに掲載いたしますのでご了承ください。

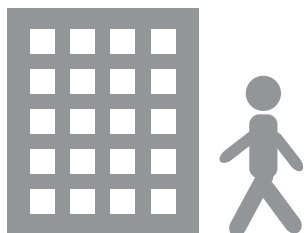
# 議決権の行使についてのご案内

議決権の行使には、以下の3つの方法がございます。

1

当日ご出席による  
議決権行使

2018年6月27日（水）  
午前10時開催



同封の議決権行使書用紙をご持参  
いただき、会場受付にご提出くだ  
さい。

2

書面郵送による  
議決権行使

2018年6月26日（火）  
午後5時30分到着分まで



同封の議決権行使書用紙に議案に  
対する賛否をご表示のうえ、ご返  
送ください。

3

インターネット等による  
議決権行使

2018年6月26日（火）  
午後5時30分受付分まで



インターネット等により議決権を  
行使される場合は、次頁の「イン  
ターネット等による議決権行使の  
ご案内」をご確認のうえ、ご行使  
ください。

## 【インターネット等による議決権行使のご案内】

インターネット等により議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

### 1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス <https://www.web54.net>

### 2. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従つて賛否をご入力ください。
- (2) 議決権の行使期限は、2018年6月26日（火曜日）当社営業時間終了の時（午後5時30分）までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 書面とインターネット等により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、同一の方法により、重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

### 3. インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先について

本ウェブサイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、以下にお問い合わせください。

|                                                                      |
|----------------------------------------------------------------------|
| 三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル<br>[電話] 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00) |
|----------------------------------------------------------------------|

### 4. 議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

(添付書類)

## 事業報告

(自 2017年4月1日)  
(至 2018年3月31日)

### 1. 当社グループ（企業集団）の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度（以下「当年度」といいます。）における当社グループを取り巻く事業環境は、世界経済において、米国では雇用拡大に伴い景気は堅調に推移し、ユーロ圏では企業業況が好調で景気は拡大しましたが、中国では緩やかな景気減速が続きました。また、国内では、堅調な外需や設備投資を背景に、景気は回復基調が続きました。しかし、一方では、原燃料価格、荷造材料費や物流費の高騰などに留意すべき状況が続きました。

このような環境のもと、当社グループは、「環境、ヘルスケア、高機能で、社会に貢献する価値を、創りつづけるカテゴリー・リーダー」をめざし、特長のある製品を、国内外の市場へ展開しています。当年度においても、中期経営計画で掲げた「海外展開の加速」、「新製品の拡大・新事業の創出」、「国内事業の競争力強化」、「資産効率の改善」、「グローバル経営機能の強化」の5つのアクションプランに沿って、事業活動を進めました。

「海外展開の加速」においては、エアバッグ用基布事業では、原糸から基布まで一貫生産するグローバルメーカーとして、海外拠点での生産を本格化し、海外顧客向けの販売を拡大しました。また、透明蒸着フィルム“エコシアル”の拡販に向けて、インドネシアにパッケージングフィルム生産の合弁会社を設立しました。

「新製品の拡大・新事業の創出」においては、液晶偏光子保護フィルムとして展開する“コスモシャイン S R F”の販売を大幅に伸ばし、今後のさらなる拡大を視野に、製造設備の新設を決定しました。また、電子ペーパーディスプレイなどに使われる高耐熱性ポリイミドフィルム“ゼノマックス”の事業化に向けて、合弁会社の設立を決定しました。

「国内事業の競争力強化」においては、セラミックコンデンサー市場の拡大に伴い、離型フィルム生産設備の増設を決定しました。

「資産効率の改善」としては、経営資源の有効活用による資産の効率化と働き方改革の推進等を目的として、当社が所有していた本社ビルの信託受益権を譲渡しました。

なお、当年度においては、本社ビルの信託受益権譲渡による固定資産売却益として104億円を特別利益に計上しました。また、米国の防弾ベストメーカーが製造、販売した防弾ベストに関連して、米国政府から提起されていた訴訟については、原告との間で和解が成立し、和解金等74億円を特別損失として計上しました。

以上の結果、当年度の売上高は3,311億48百万円と前年度比0.5%の増収、営業利益は239億23百万円と前年度比2.5%の増益、経常利益は204億15百万円と前年度比1.1%の減益、親会社株主に帰属する当期純利益は130億44百万円と前年度比38.1%の増益となりました。

事業区分別の概況は、次のとおりです。

### フィルム・機能樹脂事業

当事業は、想定以上の原燃料価格高騰の影響を受けましたが、フィルム事業と機能樹脂事業の両事業において拡販が進み、前年度に比べ、増収増益となりました。

フィルム事業では、包装用フィルムは、原燃料価格高騰の影響を受け苦戦しました。一方、工業用フィルムは“コスモシャイン S R F”が大手偏光板メーカー向けの出荷を軸に販売を伸ばし、セラミックコンデンサー用離型フィルムも好調に推移しました。

機能樹脂事業では、エンジニアリングプラスチックは、自動車用途の拡販が国内・海外ともに進みました。工業用接着剤“バイロン”は電子材料用途を中心に、ポリオレフィン用接着性付与剤“ハードレン”は自動車・建設用途を中心に、それぞれ堅調に推移しました。また、水現像型感光性印刷版である光機能材料は、海外での拡販が進みました。

### 産業マテリアル事業

当事業は、原燃料価格高騰の影響を受けましたが、生活・産業資材が回復し、前年度に比べ、増収増益となりました。

スーパー繊維は、“ザイロン”は販売が伸び悩みましたが、“ツヌーガ”は手袋用途を中心に堅調に推移しました。生活・産業資材は、バッグフィルター用 P P S 繊維“プロコン”の販売が回復しました。エアバッグ用基布は、原燃料価格高騰の影響を受けましたが、海外拠点での本格的生産により販売を伸ばしました。

### ヘルスケア事業

当事業は、バイオ・メディカル事業では、海外への拡販が進みましたが、医薬品製造受託事業が苦戦し、前年度に比べ、減収減益となりました。

バイオ・メディカル事業では、診断薬酵素、ライフサイエンス用試薬は海外への販売を伸ばしましたが、医薬品製造受託事業は、GMP（医薬品等の製造および品質管理基準）対応費用の一括計上の影響を受けました。神経再生誘導チューブ“ナーブリッジ”は、国内での適用症例数を着実に伸ばしました。

機能膜・環境事業では、溶剤を回収する VOC 処理装置の販売は、中国市場を中心に拡大しました。

## 繊維・商事事業

当事業は、前年度に比べ、減収減益となりました。

ユニフォーム用途は、堅調に推移しましたが、スポーツ衣料製品は、在庫処理と販売数量減少により苦戦しました。中東向け特化生地は、市況の悪化に伴い販売数量が減少しました。また、前年度に実施したブラジルにおける繊維事業の休止の影響により、大幅な減収となりました。

## 不動産事業

### その他事業

当事業では、不動産、エンジニアリング、情報処理サービス、物流サービス等のインフラ事業は、それぞれ概ね計画どおりに推移しました。

なお、当年度は、中期経営計画の最終年度にあたります。D/Eレシオは0.81まで下がり、目標の1.0以下を達成し、財務体質を改善することができました。一方、成長のための5つのアクションプランを実行してきましたが、成長ドライバーとして期待される事業の早期立上げに積極的に資源を投入したこと、低収益事業の改革を進めたこと、また想定以上の原燃料価格高騰などにより、営業利益は、中期経営計画目標の300億円には届かず、239億円にとどまりました。

この結果を踏まえて、2018年度から始まる新中期経営計画では、課題解決のための重点施策を設定し、確実な目標達成に向けて積極的に取り組みます。

## 事業区分別売上高

| 区 分         | 売 上 高   | 構 成 比 | 前年度比増減率 |
|-------------|---------|-------|---------|
| フィルム・機能樹脂事業 | 1,487億円 | 44.9% | 7.3%    |
| 産業マテリアル事業   | 635     | 19.2  | 5.9     |
| ヘルスケア事業     | 357     | 10.8  | △1.9    |
| 繊維・商事事業     | 683     | 20.6  | △11.9   |
| 不動産事業       | 43      | 1.3   | △3.6    |
| その他事業       | 107     | 3.2   | △14.8   |
| 合 計         | 3,311   | 100.0 | 0.5     |

(注) 当年度より、報告セグメントの区分を一部変更していますので、前年度比増減率は、変更後の事業区分に組み替えた売上高に基づき算出しています。



## (2) 設備投資等の状況

当年度には、エアバッグ用基布などの製造設備増強のほか、生産性向上などに総額213億円の設備投資を行いました。

## (3) 資金調達の状況

当年度の所要資金は、自己資金および借入金等により充当しました。

なお、2018年3月に劣後特約付ローンによる150億円の資金調達を行い、2014年3月に発行した劣後特約付ローンの期限前返済を実施しました。

## (4) 重要な組織再編等の状況

該当事項は、ありません。

## (5) 対処すべき課題

当社グループは、これまで「海外展開の加速」、「新製品の拡大・新事業の創出」、「国内事業の競争力強化」、「資産効率の改善」、「グローバル経営機能の強化」の5つのアクションプランを掲げ、エアバッグ用基布の海外展開、液晶偏光子保護フィルム“コスモシャイン S R F”の拡販などに取り組んできました。2018年度から2021年度までの新中期経営計画では、これまで以上に「安定性」と「成長力」を備えた強い「良い東洋紡グループ」をめざして、「各事業に適した事業運営の徹底」、「中長期新商品・新事業開発の強化」、「事業基盤の強化」の3つを重点施策としました。短期的な課題に取り組みつつ、中・長期的な課題にも注力し、加えて企業風土改革など事業基盤づくりも進めていく、という考え方「1／3思考」により、重点施策を以下のとおり実行していきます。

### ① 各事業に適した事業運営の徹底

これまでのアクションプラン重視の事業運営により、財務基盤の安定性は高まり、利益を安定して出せる体質にはなりましたが、残念ながら、中期経営計画の目標営業利益は達成できませんでした。当社グループには、事業環境の異なる多くの事業が存在しています。成長速度を高め、利益目標を達成するには、それぞれの事業に適した目標設定を行い、環境変化に応じた的確な対処を行うことが重要です。そこで、各事業の状況に合わせたK P I（重要業績評価指標）を設定して重点化した事業運営を推進します。そして、成長分野の事業には、積極的に経営資源を投入していきます。

新中期経営計画では、今後の成長分野として「フィルム&コーティング」、「モビリティ」、さらに「ヘルスケア&ウェルネス」を設定しました。

「フィルム&コーティング」分野では、液晶偏光子保護フィルム“コスモシャイン S R F”、セラミックコンデンサー用離型フィルムの拡大、透明蒸着フィルム“エコシアー”の海外展開に、また「モビリティ」分野では、エアバッグ用基布、エンジニアリングプラスチックなどを中心に経営資源を集中します。

## ② 中長期新商品・新事業開発の強化

「新製品の拡大・新事業の創出」として、これまでも「新」の創出へ注力してきましたが、中長期の成長の実現には、将来へ向けた成長材料のさらなる仕込みが必要です。当社グループは未来へ向けた取組みとして、従来の設備投資や研究開発費に加えて、戦略的な成長資金の投入をしていきます。特に将来の成長が期待される「ヘルスケア&ウェルネス」分野では、すでに、神経再生誘導チューブ“ナーブリッジ”を事業化し、骨再生誘導材も事業化に向けて取り組んできましたが、これらの製品開発基盤を生かすと同時に、新製品開発を加速させるため、社外の知識や技術を取り込む「オープンイノベーション」も積極的に推進します。

## ③ 事業基盤の強化

当社グループは、「順理則裕」の企業理念のもと、「安定性」と「成長力」を備えた、強い「良い東洋紡グループ」をめざしています。これまでも、社会の良き一員として世の中のルールを守り、社会の期待に応じていく会社として、事業の基盤づくりに取り組んできましたが、新中期経営計画では、あらためて安全最優先、コンプライアンス重視の組織風土構築にも取り組みます。さらには、「接戦を勝ち抜く」組織風土の醸成、成長への意識改革に取り組みます。この組織風土改革の推進のため、2018年4月には「カエルプロジェクト」を発足させ、現行の制度や働き方を見直し、より良い企業風土・文化・人材を創るためのさまざまな活動を推進していきます。

当社グループは、企業の社会的責任（CSR）を事業活動の土台として位置づけています。社会に役立つ製品やサービスを提供することで、社会の課題解決に取り組み、「企業価値」と「社会価値」を高めていきます（CSV：Creating Shared Value）。そして、グローバルに社会貢献できる会社、新しい技術、製品を創り続ける、安定性と成長力を備えた強い「良い東洋紡グループ」をめざします。

## (6) 当社グループの財産および損益の状況の推移

| 区 分                       | 連結会計年度                              |                                     |                                     |                                                  |
|---------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|--------------------------------------------------|
|                           | 第 157 期<br>(自 2014. 4<br>至 2015. 3) | 第 158 期<br>(自 2015. 4<br>至 2016. 3) | 第 159 期<br>(自 2016. 4<br>至 2017. 3) | 第 160 期<br>(当連結会計年度<br>(自 2017. 4<br>至 2018. 3)) |
| 売 上 高 (百万円)               | 351,279                             | 347,763                             | 329,487                             | 331,148                                          |
| 経 常 利 益 (百万円)             | 16,257                              | 20,393                              | 20,650                              | 20,415                                           |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純利益 (百万円) | 8,117                               | 10,150                              | 9,444                               | 13,044                                           |
| 1 株当たり当期純利益 (円)           | 91.42                               | 114.32                              | 106.38                              | 146.93                                           |
| 総 資 産 (百万円)               | 465,809                             | 444,587                             | 450,790                             | 446,156                                          |
| 純 資 産 (百万円)               | 161,087                             | 160,101                             | 170,910                             | 184,515                                          |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）により算出しています。
2. 「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）等を適用したことにより、第158期より、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としています。
3. 2017年10月1日を効力発生日として、普通株式10株を1株の割合で株式併合を行ったため、第157期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しています。
4. 第157期は、消費増税の影響が続く中、新製品の市場展開や新設備の稼動に伴う一時的な費用、またポリエステル原料事業からの撤退費用が発生したこともあり、売上高、経常利益、当期純利益とも前年度比減少しました。
5. 第158期は、中国での景気低迷の影響や原油価格の下落に伴う販売価格の値下げなどを受け、売上高は前年度比減少しました。経常利益および親会社株主に帰属する当期純利益は、新設備や新製品に関する費用の減少などにより、前年度比増加しました。
6. 第159期は、中国市況の軟化や原油価格の下落に伴う販売価格の値下げなどを受け、前年度比で売上高は減少したものの、コスト削減などにより経常利益は増加しました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は、在外子会社の事業休止による費用が発生したことなどにより前年度比減少しました。
7. 第160期は、工業用フィルムなどが販売を伸ばし、売上高は前年度比で増加しました。経常利益は受取設備負担金の減少などにより減少しました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は、防弾ベストに関連した訴訟の和解金の支払いなどが発生しましたが、本社ビルの信託受益権譲渡による固定資産売却益が発生したことなどにより前年度比増加しました。

(7) 重要な子会社の状況 (2018年3月31日現在)

| 会 社 名           | 資 本 金        | 出 資 比 率   | 主 要 な 事 業 内 容                       |
|-----------------|--------------|-----------|-------------------------------------|
| 日本エクスラン工業株式会社   | 百万円<br>3,000 | %<br>80.0 | アクリル繊維の製造・販売                        |
| 東洋紡 S T C 株式会社  | 2,500        | 100.0     | フィルム、機能樹脂、産業マテリアル関連製品の販売、衣料繊維の開発・販売 |
| 呉羽 テック 株式会社     | 400          | 100.0     | 不織布の製造・販売                           |
| 東洋紡エンジニアリング株式会社 | 120          | 100.0     | 建物、機械の設計・施工                         |
| 東洋紡不動産株式会社      | 100          | 100.0     | 不動産の売買・賃貸                           |
| 御幸毛織株式会社        | 100          | 100.0     | 紳士服地の製造・販売                          |
| 東洋クロス株式会社       | 100          | 100.0     | クロス、ビニルレザー、合成皮革等の製造・販売              |

(注) 重要な子会社の状況に記載した7社を含み、連結子会社は53社、持分法適用会社は8社です。

(8) 主要な事業内容 (2018年3月31日現在)

| 区 分         | 主 要 製 品                                      |
|-------------|----------------------------------------------|
| フィルム・機能樹脂事業 | 包装用フィルム、工業用フィルム、工業用接着剤、エンジニアリングプラスチック、光機能材料等 |
| 産業マテリアル事業   | 自動車用繊維資材、スーパー繊維、不織布等                         |
| ヘルスケア事業     | 診断薬用酵素等のバイオ製品、医薬品、医用膜、医療機器、アクア膜、機能フィルター等     |
| 繊維・商事事業     | 機能衣料、アパレル製品、衣料テキスタイル、衣料ファイバー等                |
| 不動産事業       | 不動産の賃貸・管理等                                   |
| その他の事業      | 建物、機械等の設計・施工、情報処理サービス、物流サービス等                |

## (9) 主要な営業所および工場（2018年3月31日現在）

## ① 当社

|   |   |                                                                                   |               |
|---|---|-----------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 本 | 社 | 大阪市                                                                               |               |
| 支 | 社 | 東京支社（東京都中央区）、名古屋支社（名古屋市）                                                          |               |
| 工 | 場 | 敦賀事業所（福井県敦賀市）、岩国事業所（山口県岩国市）、富山事業所（富山県射水市）、三重工場（三重県四日市市）、犬山工場（愛知県犬山市）、高砂工場（兵庫県高砂市） |               |
| 研 | 究 | 所                                                                                 | 総合研究所（滋賀県大津市） |

## ② 子会社

|                 |                       |
|-----------------|-----------------------|
| 日本エクスラン工業株式会社   | 本社（大阪市）<br>西大寺工場（岡山市） |
| 東洋紡S T C株式会社    | 本社（大阪市）               |
| 呉羽テック株式会社       | 本社工場（滋賀県栗東市）          |
| 東洋紡エンジニアリング株式会社 | 本社（大阪市）               |
| 東洋紡不動産株式会社      | 本社（大阪市）               |
| 御幸毛織株式会社        | 本社（名古屋市）              |
| 東洋クロス株式会社       | 本店・樽井事業所（大阪府泉南市）      |

## (10) 当社グループおよび当社の従業員の状況（2018年3月31日現在）

|        | 従業員数   | 前年度末比増減 |
|--------|--------|---------|
| 当社グループ | 9,494名 | 279名増   |
| 当社     | 3,080名 | 59名増    |

(注) 当社の従業員数は出向者を除いた就業人員です。

(11) 当社グループの主要な借入先 (2018年3月31日現在)

| 借 入 先                     | 借 入 額     |
|---------------------------|-----------|
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行         | 21,607百万円 |
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行       | 16,995    |
| 株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行 | 10,371    |
| 三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社   | 6,598     |
| 日 本 生 命 保 険 相 互 会 社       | 4,550     |
| 三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社 | 4,550     |
| 農 林 中 央 金 庫               | 4,500     |

(12) その他当社グループの現況に関する重要な事項

① 訴訟について

米国の防弾ベストメーカーが製造、販売した防弾ベスト（当社製品の“ザイロン”繊維を使用）の性能が不十分であったとして、米国において、米国政府から提起されていた、当社および米国の連結子会社であるTOYOBO U.S.A., Inc. に対する損害賠償等請求訴訟2件は、2018年3月に原告との間で和解が成立しました。

なお、この和解により、上記防弾ベストに関連した当社に対する訴訟は、すべて終結しています。

② 公正取引委員会による子会社への独占禁止法に基づく排除措置命令および課徴金納付命令について

当社の子会社である東洋紡S T C株式会社は、東日本旅客鉄道株式会社および西日本旅客鉄道株式会社が発注する制服の納入に関して、2016年9月に公正取引委員会の立入検査を受け、2018年1月に同委員会より独占禁止法に違反する行為があったとして排除措置命令および課徴金納付命令を受けました。当社は、これまでもコンプライアンスへの取り組みを行ってきましたが、このたびの命令を真摯に受け止め、東洋紡S T C株式会社をはじめグループ各社にわたり、社長メッセージの発信や管理職および営業・購買担当者を対象とした独占禁止法の研修を実施するなど、さまざまな施策を通じてコンプライアンスの徹底に努めています。

## 2. 会社の株式に関する事項（2018年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 200,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 89,048,792株  
(自己株式279,146株を含む)
- (3) 株主数 59,548名
- (4) 大株主（上位10名）

| 株 主 名                                                                                                              | 持 株 数   | 持 株 比 率 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|---------|
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）                                                                                            | 6,991千株 | 7.88%   |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）                                                                                          | 5,698   | 6.42    |
| 全 国 共 済 農 業 協 同 組 合 連 合 会                                                                                          | 2,320   | 2.61    |
| 日 本 生 命 保 険 相 互 会 社                                                                                                | 1,750   | 1.97    |
| 東 友 会                                                                                                              | 1,651   | 1.86    |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）                                                                                         | 1,556   | 1.75    |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）                                                                                         | 1,479   | 1.67    |
| STATE STREET LONDON CARE OF STATE STREET BANK AND TRUST, BOSTON SSBTC A/C UK LONDON BRANCH CLIENTS- UNITED KINGDOM | 1,465   | 1.65    |
| 東 洋 紡 従 業 員 持 株 会 社                                                                                                | 1,447   | 1.63    |
| 明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社                                                                                            | 1,402   | 1.58    |

(注) 持株比率は、自己株式（279,146株）を控除して計算しています。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、2017年10月1日付で普通株式について単元株式数を1,000株から100株に変更するとともに、10株を1株とする株式併合を行いました。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項（2018年3月31日現在）

該当事項は、ありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役および監査役の氏名等 (2018年3月31日現在)

| 地 位                 | 氏 名     | 担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況                              |
|---------------------|---------|--------------------------------------------------------|
| 代表取締役会長             | 坂 元 龍 三 | 株式会社繊維会館 代表取締役会長                                       |
| 代表取締役社長<br>(社長執行役員) | 橋 原 誠 慈 | 内部監査部の統括                                               |
| 代表取締役<br>(専務執行役員)   | 香 山 和 正 | 化成品、繊維・機能材、ヘルスケア部門の統括                                  |
| 取 締 役<br>(常務執行役員)   | 種 田 祐 士 | 調達・物流部、人事部、法務部、コンプライアンス部、総務部、不動産事業総括部の統括。東京支社、名古屋支社の統括 |
| 取 締 役<br>(常務執行役員)   | 渡 邊 賢   | 財務部、経理部の統括。内部監査部の担当                                    |
| 取 締 役<br>(常務執行役員)   | 佐 藤 博 之 | 機能膜・環境本部長                                              |
| 取 締 役<br>(常務執行役員)   | 竹 中 茂 夫 | フィルム本部長。スペシャリティケミカル本部長。敦賀事業所の統括                        |
| 取 締 役               | 岡 豪 敏   | 弁護士 (弁護士法人近畿中央法律事務所 代表社員)                              |
| 取 締 役               | 中 村 勝   |                                                        |
| 監査役 (常勤)            | 西 中 久 雄 |                                                        |
| 監査役 (常勤)            | 永 田 種 昭 |                                                        |
| 監 査 役               | 竹 中 史 郎 | 株式会社オージス総研 社外監査役                                       |
| 監 査 役               | 杉 本 宏 之 | 公認会計士 (杉本公認会計士事務所 代表)<br>サカティンクス株式会社 社外監査役             |

- (注) 1. 取締役 岡 豪敏および中村 勝の両氏は、社外取締役です。  
 2. 監査役 竹中 史郎および杉本 宏之の両氏は、社外監査役です。  
 3. 監査役 杉本 宏之氏は、公認会計士であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。



4. 取締役 佐藤 博之、竹中 茂夫および中村 勝の各氏ならびに監査役 永田 種昭、竹中 史郎および杉本 宏之の各氏は、2017年6月28日開催の第159回定時株主総会において選任され就任しました。
5. 取締役 佐野 茂樹、手嶋 眞一および荻村 道男の各氏ならびに監査役 森田 盛人および鶴飼 昭生の両氏は、2017年6月28日開催の第159回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任しました。
6. 監査役 里井 義昇氏は、2017年6月28日開催の第159回定時株主総会終結の時をもって、辞任により退任しました。
7. 当社は、取締役 岡 豪敏および中村 勝ならびに監査役 竹中 史郎および杉本 宏之の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出しています。
8. 社外役員の重要な兼職先と当社との間に、特別な関係はありません。

## (2) 取締役および監査役の報酬等の総額

| 区 分                | 人 数       | 報 酬 等 の 総 額 |
|--------------------|-----------|-------------|
|                    | 名         | 百万円         |
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 12<br>(3) | 377<br>(20) |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 7<br>(4)  | 67<br>(16)  |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 19<br>(7) | 444<br>(36) |

- (注) 1. 上記には、2017年6月28日開催の第159回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名および監査役3名を含んでいます。
2. 使用人兼務取締役の使用人分給与はありません。

### (3) 社外役員に関する事項

#### ① 当事業年度における主な活動状況

| 区 分   | 氏 名     | 主 な 活 動 状 況                                                                       |
|-------|---------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 取 締 役 | 岡 豪 敏   | 当事業年度開催の取締役会17回すべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地や幅広い見識に基づき発言をしました。                           |
| 取 締 役 | 中 村 勝   | 2017年6月28日就任以降開催の取締役会14回すべてに出席し、主に経験豊富な経営者としての見地や幅広い見識に基づき発言をしました。                |
| 監 査 役 | 竹 中 史 郎 | 2017年6月28日就任以降開催の取締役会14回および監査役会12回すべてに出席し、上場会社等他社における豊富な監査役の経験や幅広い見識に基づき意見を述べました。 |
| 監 査 役 | 杉 本 宏 之 | 2017年6月28日就任以降開催の取締役会14回および監査役会12回すべてに出席し、主に公認会計士としての専門的見地や幅広い見識に基づき意見を述べました。     |

#### ② 責任限定契約の内容の概要

当社は、すべての社外取締役および社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額です。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

|                                     | 支 払 額  |
|-------------------------------------|--------|
| 1. 当社の会計監査人としての報酬等の額                | 87百万円  |
| 2. 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 128百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約におきましては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査報酬の額を区分していませんので、上記金額はこれらの合計額を記載しています。
2. 監査役会は、会計監査人による監査計画の内容、職務遂行状況、および報酬見積りの算定方法などについて検討した結果、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意を行っています。

### (3) 非監査業務の内容

税務アドバイザーー業務他。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意により監査役会が会計監査人を解任します。この場合、解任後最初に招集される株主総会において、監査役会が選定した監査役から解任した旨および解任の理由を報告します。

また、監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると判断した場合には、会計監査人の解任または不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定します。

## 6. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制ならびに当該体制の運用状況の概要

### (1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的考え方

当社は、時代の変化に対応し、持続的な企業価値向上のため、「意思決定の迅速性と的確性の確保」「経営の透明性確保」「公正性重視」の考えに立ち、「グループガバナンスの強化」「リスクマネジメントとコンプライアンス体制の強化」等に取り組みます。

### (2) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ・「決定・監督」と、「業務執行」を明確に分離することにより、経営の透明性、公正性を高めるため、執行役員制をとります。執行役員制については経営規則により明確に規定し、取締役会が執行役員による業務執行を監督する体制とするとともに、執行役員は法令および定款の定めを順守する義務を負うことを執行役員規則に明確に規定します。
- ・コンプライアンス担当執行役員を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置するとともにコンプライアンス部を設置し、グループ全体にわたって法令順守を推進します。また、内部通報窓口としてコンプライアンス相談窓口を設置します。
- ・「東洋紡グループCSR憲章」「東洋紡グループ社員行動基準」を制定し、当社グループの役員および従業員に配付して法令および企業倫理の順守を周知徹底します。

### (3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・執行役員制のもと、取締役会による迅速な意思決定と執行役員による効率的な業務執行ができる体制とします。
- ・「決定・監督」は取締役会が担当し、取締役会長が議長を務めます。「業務執行」では、取締役社長が執行の長として、統括執行役員会議の議長を務めるとともに、執行役員会議を招集します。
- ・統括執行役員会議では、取締役会決議事項の事前審議と取締役会より委任された業務執行に関する事項の決定を行い、執行役員会議では、経営方針の伝達や組織横断的な全社課題の進捗報告を行うなど効率的な業務執行に努めます。

### (4) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ・取締役および執行役員は、その職務の執行に係る文書その他の情報につき、当社の文書情報管理規定に従い適切に保存および管理を行います。

#### (5) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・統括執行役員会議の下部機関として企画審議会、管理審議会を設置し、それぞれ重要な設備投資および新規事業案件、重要な投融資案件等をそれぞれ専門的な観点から審議することにより、経営に関するリスクを管理します。
- ・取締役社長を委員長とする「CSR委員会」を設置し、その下に「地球環境・安全委員会」「PL/QA委員会」「コンプライアンス委員会」「輸出審査委員会」「内部統制委員会」「情報委員会」「研究開発委員会」「知的財産委員会」を置き、当社グループ全体にわたって各種のリスクに対応します。

#### (6) 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・グループ経営については、当該会社の事業内容に応じ当社の事業本部ごとに管理するとともに、経営企画部が全体的な観点からガバナンスを推進する体制とします。
- ・関係会社の重要な意思決定事項については、取締役会規則、統括執行役員会議規則、関係会社管理内規等により、会社法に則って当社が関与できる範囲を明確にして業務の適正を確保します。
- ・コンプライアンスについては、当社がグループ全体にわたって法令順守を推進します。
- ・財務報告の信頼性を確保するため、グループ会社を含めた内部統制の体制を整備し、その有効な運用および評価を行います。

#### (7) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
  - ・監査役職務を補助するため、監査役スタッフを置き、監査役がその指揮命令権を保持します。また、当該スタッフに関する任命および解任、人事考課・一時金の業績評価等の人事運用については監査役会の同意を必要とし、賞罰規定の適用についても監査役会の意見を聞きます。
- ② 当社および子会社の取締役および使用人等が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
  - ・当社およびグループ会社は、監査役監査を定期的に受け、業務状況報告を行います。さらに、当社グループの役員および従業員は、当社監査役から報告を求められたとき、速やかにかつ適切に報告を行います。
  - ・当社グループの役員および従業員が当社監査役に直接相談・報告することができるよう専用のメールアドレスを設置します。
  - ・当社監査役へ相談・報告をした者に対し、当該相談・報告をしたことを理由として、当社またはグループ会社において解雇その他の不利な取扱いを行わない旨を周知徹底します。

- ③ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- ・ 監査役会または各監査役から監査の実施等のために、法律、会計等の専門家から助言を求めるなど所要の費用につき請求があった場合は、その請求が職務執行上、必要でないと思われられる場合を除き、請求に応じて支払います。
- ④ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 経営規則等において、統括執行役員会議、執行役員会議、経営会議等のグループ経営に関する重要会議に監査役が出席し意見を述べる旨を明確にするとともに、「CSR委員会」等の重要委員会についても同様の規定を各委員会規則に明記します。
  - ・ 監査役は、主要なグループ会社を対象とするグループ監査役会を定期的開催し、適切な内部統制構築に関する監査の充実を図ります。
  - ・ 監査役は、内部監査部から内部監査結果の報告および財務報告に係る内部統制の評価状況の報告を受けるとともに情報交換を行います。

#### (8) 反社会的勢力排除に向けた基本的考え方とその整備状況

- ・ 反社会的勢力の排除に向け、「東洋紡グループCSR憲章」において市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは断固として対決し、関係遮断を徹底することを掲げて取り組みます。

#### (9) 運用状況の概要

当社は、上記の体制整備に関する基本方針に基づき、当事業年度において、以下の取り組みを行いました。

- ① 職務の執行の効率性および適正性に関する取り組み
- ・ 定例取締役会を毎月1回、臨時取締役会を5回開催し、法令および定款に規定された事項、経営上の重要事項の決定、業務執行状況の報告および監督を行いました。
  - ・ 取締役会決議事項に該当しない事項については、重要性に応じて定めた詳細かつ具体的な付議・報告基準に従い、取締役会から委任を受けた統括執行役員会議による決議、または稟議による決裁を行いました。
  - ・ グループ会社の意思決定については、業務の効率性および適正性を確保するため、関係会社管理内規等に定められた重要事項について、取締役会または統括執行役員会議で審議を行いました。
- ② コンプライアンスの推進に関する取り組み
- 当社は、「順理則裕」の企業理念のもと、「合理的・論理的に考え、行動すること、道理・倫理、人間としての基本姿勢を尊重すること」をコンプライアンスの核としています。

- ・グループ全体のコンプライアンスを推進する「コンプライアンス委員会」の役割・機能を見直し、統括執行役員会議メンバーが委員となり、経営の観点からコンプライアンスを考える場として位置付けるとともに、その下に、具体的取組みを検討、推進する「コンプライアンス推進委員会」を設置しました。当事業年度は、コンプライアンス委員会を2回、コンプライアンス推進委員会を4回開催し、「感度と報告」をキャッチフレーズに方針・基準の明確化や教育、研修、予防措置の実効性向上に取り組ましました。
  - ・行動規範である「東洋紡グループ社員行動基準」をコンプライアンス徹底月間（11月）にあわせて大幅に見直し、グループ従業員に配付するとともに、職場にて読み合わせを実施するなど、ルールの周知徹底に努めました。
  - ・当社管理職全員およびグループ会社に対しコンプライアンス説明会を実施するとともに、法令違反等のトピックを掲載したコンプライアンスレポートを毎月発行し、意識向上を図りました。
  - ・コンプライアンス徹底月間には、コンプライアンスアンケートを実施し、順守状況や推進活動に関する課題の把握に努めるとともに、改善に向けた対応を実施しました。
  - ・当社およびグループ会社役員を対象とした役員向けコンプライアンス研修や、独占禁止法、下請法など個別テーマの研修会を実施し、知識習得と意識向上を図りました。
- ③ リスク管理に関する取組み
- ・重要な設備投資および新規事業案件、重要な投融資案件につき、企画審議会または管理審議会にて審議し、事業環境の変化、関係法令の改正等を踏まえたリスク評価を行い、統括執行役員会議に答申しました。
  - ・個々のリスク管理についても、「地球環境・安全委員会」など各委員会がお客様、株主・投資家、調達お取引先、地域社会、従業員、地球環境など、各ステークホルダーを意識した取組みを実践し、企業理念「順理則裕」の趣旨、精神の浸透を図りました。
  - ・これらの委員会活動は、CSR委員会が取り組むべき課題を明確にして一元的に監督しました。
- ④ 監査役の監査体制に関する取組み
- ・監査役スタッフを2名置き、監査役の職務を補助しました。
  - ・当社事業部門やグループ会社は、監査役に業務状況報告を行ったほか、「業務の仕方の再点検」と「強い組織構築」への取組みに関する監査役監査を受けました。
  - ・監査役は、当社規定に基づき、法令に定められた会議への出席のほか、重要な会議、委員会に出席し、情報収集するとともに、独立した客観的な立場で意見を述べました。
  - ・グループ監査役会は4回開催され、各グループ会社の重点課題と取組状況に関する報告、情報交換などにより、当社グループの監査体制の充実が図られました。
  - ・内部監査部は、監査役と監査結果の共有を目的として10回の会合を行うとともに、情報交換および意見交換を行うなど、必要に応じて連携しました。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

### (1) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、上場会社として、株主の皆様による当社株券等の自由な売買を認める以上、当社の支配権の移転を伴う大量買付行為に応じるべきか否かのご判断は、最終的には株主の皆様の意思に基づき行われるべきだと考えています。

しかしながら、最近の我が国の資本市場における株券等の大量買付行為の中には、現経営陣の賛同を得ず一方的に行方を強行する動きも見受けられ、①対象会社に対し高値買取の要求を狙う買取である場合や、重要な資産・技術情報等を廉価に取得するなどして会社の犠牲の下に大量買付者の利益実現を狙う買取である場合、②株主の皆様は株式の売却を事実上強要するおそれがある買取である場合、③株主の皆様は十分な検討時間を与えず、また対象会社の経営陣との十分な協議や合意等のプロセスを経ることなく行われる買取である場合、④対象会社の企業価値向上のために必要な従業員、取引先、お客様等の利害関係者との関係を損なうおそれのある買取である場合等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく毀損するおそれがあるものも少なくありません。

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の財務および基本理念、事業内容、コアテクノロジーを十分理解し長期的視野に立って企業価値ひいては株主共同の利益を高めることを目的とする者であるべきだと考えます。従いまして、当社は、上記のような当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大量買付行為またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適切ではなく、このような行為を抑止するための枠組みが必要不可欠であると考えています。

### (2) 基本方針の実現に資する特別な取組み（概要）

当社は、綿紡績を祖業としつつ、その後は化学繊維、合成繊維へと事業を拡大、その後には、フィルム、機能樹脂、スーパー繊維、機能膜、診断薬用酵素等の市場へも参入、以来、これらの製品に代表されるスペシャルティ事業の拡大を進めてきました。130年を超える歴史を通じて、当社は、「重合・変性」「加工」「バイオ」のコア技術を育むとともに、販売、開発、生産が一体となって、顧客の要請にきめ細かく応えていくビジネスモデルをつくり上げてきました。このビジネスモデルをもとに、さらに成長軌道に乗せるため、「不断のポートフォリオ改革」を掲げ、事業の維持・拡大を図っています。

当社は、企業価値を「利益、キャッシュフロー、資産効率等の経済的価値」と「ステークホルダーからの信頼・評価を含めた社会的価値」の両方で構成されると考えており、これら両面から企業価値を高めていきます。

### (3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（概要）

当社は、2017年6月28日に開催された第159回定時株主総会において株主の承認を受け、当社株式の大量買付行為への対応策（買取防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を更新しました。



#### ① 本プランの概要

本プランは、大量買付者が大量買付行為を行うにあたり、所定の手続に従うことを要請するとともに、かかる手続に従わない大量買付行為が行われる場合や、かかる手続に従った場合であっても当該大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく毀損するものであると判断される場合には、かかる大量買付行為に対する対抗措置として、原則として新株予約権を株主の皆様は無償で割り当てるものです。また、会社法その他の法律および当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられることもあります。

本プランに従って割り当てられる新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）には、大量買付者およびその関係者による行使を禁止する行使条件や、当社が本新株予約権の取得と引換えに大量買付者およびその関係者以外の株主の皆様当社普通株式を交付する取得条項等を付すことが予定されています。

本新株予約権の無償割当てが実施された場合、かかる行使条件や取得条項により、当該大量買付者およびその関係者の有する議決権の当社の総議決権に占める割合は、大幅に希釈化される可能性があります。

#### ② 本プランの有効期間

本プランの有効期間は、2017年6月28日開催の定時株主総会の終結の時から2020年3月期に関する定時株主総会の終結の時までとします。

#### (4) 本プランが基本方針に沿い、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないことおよびその理由（概要）

本プランは、以下の理由により、上記(1)の基本方針の実現に沿うものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また当社役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えています。

- ① 買収防衛策に関する指針（経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」）の要件等を完全に充足していること
- ② 企業価値ひいては株主共同の利益の確保または向上を目的として更新されていること
- ③ 株主意思を重視するものであること
- ④ 独立性の高い社外者（独立委員会）の判断の重視
- ⑤ 対抗措置発動に係る合理的な客観的要件の設定
- ⑥ 独立した地位にある第三者専門家の助言の取得
- ⑦ デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

(注) 本プランの詳細につきましては、インターネット上の当社のウェブサイト (<http://www.toyobo.co.jp/news/2017/>) に掲載されている2017年5月11日付「当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）の更新に関するお知らせ」をご参照ください。

# 連結貸借対照表

(2018年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額            | 科 目             | 金 額            |
|-----------------|----------------|-----------------|----------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                | <b>(負債の部)</b>   |                |
| <b>流動資産</b>     | <b>190,806</b> | <b>流動負債</b>     | <b>125,110</b> |
| 現金及び預金          | 26,006         | 支払手形及び買掛金       | 45,311         |
| 受取手形及び売掛金       | 82,727         | 短期借入金           | 32,682         |
| 商品及び製品          | 43,059         | 1年内返済予定の長期借入金   | 23,962         |
| 仕掛品             | 13,007         | 未払法人税等          | 3,576          |
| 原材料及び貯蔵品        | 15,230         | 賞与引当金           | 4,412          |
| 繰延税金資産          | 4,236          | その他             | 15,169         |
| その他             | 6,771          | <b>固定負債</b>     | <b>136,531</b> |
| 貸倒引当金           | △229           | 社債              | 30,000         |
| <b>固定資産</b>     | <b>255,350</b> | 長期借入金           | 58,188         |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>203,451</b> | リース債務           | 459            |
| 建物及び構築物         | 47,049         | 繰延税金負債          | 3,816          |
| 機械装置及び運搬具       | 44,738         | 再評価に係る繰延税金負債    | 21,280         |
| 土地              | 98,971         | 役員退職慰労引当金       | 300            |
| リース資産           | 604            | 環境対策引当金         | 749            |
| 建設仮勘定           | 8,126          | 退職給付に係る負債       | 18,222         |
| その他             | 3,962          | その他             | 3,518          |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>3,985</b>   | <b>負債合計</b>     | <b>261,642</b> |
| のれん             | 115            | <b>(純資産の部)</b>  |                |
| その他             | 3,870          | <b>株主資本</b>     | <b>139,676</b> |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>47,914</b>  | 資本金             | 51,730         |
| 投資有価証券          | 28,999         | 資本剰余金           | 32,240         |
| 繰延税金資産          | 11,633         | 利益剰余金           | 56,117         |
| その他             | 7,861          | 自己株式            | △411           |
| 貸倒引当金           | △578           | その他の包括利益累計額     | 40,885         |
| <b>資産合計</b>     | <b>446,156</b> | その他有価証券評価差額金    | 8,040          |
|                 |                | 繰延ヘッジ損益         | △49            |
|                 |                | 土地再評価差額金        | 44,467         |
|                 |                | 為替換算調整勘定        | △9,947         |
|                 |                | 退職給付に係る調整累計額    | △1,625         |
|                 |                | <b>非支配株主持分</b>  | <b>3,954</b>   |
|                 |                | <b>純資産合計</b>    | <b>184,515</b> |
|                 |                | <b>負債・純資産合計</b> | <b>446,156</b> |

# 連結損益計算書

(自 2017年4月1日)  
(至 2018年3月31日)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額     |
|-----------------|---------|
| 売上高             | 331,148 |
| 売上原価            | 250,042 |
| 売上総利益           | 81,106  |
| 販売費及び一般管理費      | 57,183  |
| 営業利益            | 23,923  |
| 営業外収益           |         |
| 受取利息及び配当金       | 822     |
| その他             | 1,874   |
| 営業外費用           |         |
| 支払利息            | 1,270   |
| その他             | 4,934   |
| 経常利益            | 20,415  |
| 特別利益            |         |
| 固定資産売却益         | 11,327  |
| その他             | 165     |
| 特別損失            |         |
| 固定資産処分損失        | 4,699   |
| 訴訟関連損失          | 7,970   |
| その他             | 1,014   |
| 税金等調整前当期純利益     | 18,225  |
| 法人税、住民税及び事業税    | 5,281   |
| 法人税等調整額         | △39     |
| 当期純利益           | 12,982  |
| 非支配株主に帰属する当期純損失 | 61      |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 13,044  |

# 貸借対照表

(2018年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科目              | 金額             | 科目              | 金額             |
|-----------------|----------------|-----------------|----------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                | <b>(負債の部)</b>   |                |
| <b>流動資産</b>     | <b>132,389</b> | <b>流動負債</b>     | <b>112,611</b> |
| 現金及び預金          | 15,765         | 支払手形            | 1,811          |
| 受取手形            | 4,299          | 買掛金             | 24,091         |
| 売掛金             | 49,406         | 短期借入金           | 28,535         |
| 製品              | 29,143         | 1年内返済予定の長期借入金   | 23,905         |
| 仕掛品             | 7,657          | リース負債           | 130            |
| 材料及び貯蔵品         | 8,063          | 未払金             | 10,591         |
| 前払費用            | 139            | 未払法人税等          | 2,207          |
| 繰延税金資産          | 2,648          | 前払法人税           | 1,014          |
| 短期貸付金           | 11,028         | 受取引当金           | 156            |
| その他の金           | 4,248          | 賞与引当金           | 17,533         |
| 貸倒引当金           | △6             | その他の負債          | 2,583          |
| <b>固定資産</b>     | <b>260,823</b> | <b>固定負債</b>     | <b>118,116</b> |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>160,740</b> | 社債              | 30,000         |
| 建物              | 27,017         | 長期借入金           | 54,540         |
| 構築物             | 4,338          | リース負債           | 133            |
| 機械及び装置          | 36,818         | 再評価に係る繰延税金負債    | 18,658         |
| 車両及び運搬具         | 92             | 退職給付引当金         | 12,767         |
| 工具、器具及び備品       | 2,588          | 環境対策引当金         | 687            |
| 土地              | 85,074         | その他             | 1,331          |
| リース資産           | 263            | <b>負債合計</b>     | <b>230,726</b> |
| 建設仮勘定           | 4,552          | <b>(純資産の部)</b>  |                |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>3,116</b>   | <b>株主資本</b>     | <b>119,723</b> |
| ソフトウェア          | 2,747          | 資本金             | 51,730         |
| その他             | 369            | 資本剰余金           | 32,575         |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>96,966</b>  | 資本準備金           | 19,224         |
| 投資有価証券          | 10,140         | その他資本剰余金        | 13,351         |
| 関係会社株式          | 67,460         | 利益剰余金           | 35,828         |
| 長期貸付金           | 6,165          | その他利益剰余金        | 35,828         |
| 繰延税金資産          | 1,658          | 繰越利益剰余金         | 35,828         |
| 前払年金費用          | 1,594          | <b>自己株式</b>     | <b>△411</b>    |
| その他の金           | 12,840         | 評価・換算差額等        | 42,763         |
| 貸倒引当金           | △2,890         | その他有価証券評価差額金    | 3,159          |
| <b>資産合計</b>     | <b>393,212</b> | 繰延ヘッジ損益         | △33            |
|                 |                | 土地再評価差額金        | 39,638         |
|                 |                | <b>純資産合計</b>    | <b>162,486</b> |
|                 |                | <b>負債・純資産合計</b> | <b>393,212</b> |

# 損益計算書

(自 2017年4月1日)  
(至 2018年3月31日)

(単位：百万円)

| 科 目          | 金 額     |
|--------------|---------|
| 売上高          | 202,877 |
| 売上原価         | 152,973 |
| 売上総利益        | 49,903  |
| 販売費及び一般管理費   | 33,522  |
| 営業利益         | 16,382  |
| 営業外収益        |         |
| 受取利息及び配当金    | 1,782   |
| その他          | 825     |
| 営業外費用        |         |
| 支払利息         | 1,168   |
| その他          | 4,735   |
| 経常利益         | 13,086  |
| 特別利益         |         |
| 固定資産売却益      | 10,900  |
| その他          | 1,461   |
| 特別損失         |         |
| 固定資産処分損失     | 4,421   |
| 訴訟関連損失       | 7,964   |
| その他          | 107     |
| 税引前当期純利益     | 12,955  |
| 法人税、住民税及び事業税 | 1,363   |
| 法人税等調整額      | 1,296   |
| 当期純利益        | 10,296  |

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

参考書類

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2018年5月9日

東洋紡株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

|                    |       |           |
|--------------------|-------|-----------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 小 野 友 之 ㊞ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 池 田 剛 士 ㊞ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 大 橋 盛 子 ㊞ |

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東洋紡株式会社の2017年4月1日から2018年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東洋紡株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 独立監査人の監査報告書

2018年5月9日

東洋紡株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

|                    |       |      |   |
|--------------------|-------|------|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 小野友之 | Ⓔ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 池田剛士 | Ⓔ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 大橋盛子 | Ⓔ |

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東洋紡株式会社の2017年4月1日から2018年3月31日までの第160期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2017年4月1日から2018年3月31日までの第160期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類について検討いたしました。



## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

なお、事業報告に記載の通り、当社の子会社である東洋紡 S T C 株式会社は、独占禁止法に基づく違反行為があったとして排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。監査役会としましては、当社グループ全体において再発防止に向けた独占禁止法の遵守を含むコンプライアンスのさらなる強化及び徹底への取組みを確認しており、今後も注視してまいります。

- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項はありません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社社員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果  
会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2018年5月10日

### 東洋紡株式会社 監査役会

監査役(常勤) 西 中 久 雄 ㊟

監査役(常勤) 永 田 種 昭 ㊟

監 査 役 竹 中 史 郎 ㊟

監 査 役 杉 本 宏 之 ㊟

(注) 監査役 竹中 史郎及び監査役 杉本 宏之は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を最重要事項の一つと認識しており、安定的な配当の継続を基本としつつ、持続性のある利益水準、将来投資のための内部留保、財務体質の改善などを勘案したうえで、総還元性向30%を目安として総合的に判断しております。当期の期末配当につきましては、事業報告に記載しました当期の業績を踏まえて、以下のとおり増配とさせていただきますと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金40円 総額3,550,785,840円

(注) 当社は、2017年10月1日付で普通株式10株を1株とする株式併合を行いました。前期の年間配当額を当該株式併合実施後に換算しますと、1株当たり35円に相当しますので、当期の配当金は前期に比べ、実質5円の増配となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2018年6月28日

## 第2号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期が満了いたしますので、取締役9名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案が原案どおり承認されますと、社外取締役は1名増員の3名となり、当社取締役における社外取締役の割合は、3分の1となります。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名                          | 当社における地位、担当                                            | 取締役会への出席状況        |
|-------|-----------------------------|--------------------------------------------------------|-------------------|
| 1     | さかもと りゅうぞう<br>坂元 龍三 再任      | 代表取締役会長                                                | 100%<br>(17回中17回) |
| 2     | ならはら せいじ<br>檜原 誠慈 再任        | 代表取締役社長（社長執行役員）<br>内部監査部、カエルプロジェクト推進部の統括               | 100%<br>(17回中17回) |
| 3     | わたなべ まさる<br>渡邊 賢 再任         | 代表取締役（専務執行役員）<br>財務部、経理部、調達・物流部、人事部の統括。カエルプロジェクト推進部の担当 | 100%<br>(17回中17回) |
| 4     | たけなか しげお<br>竹中 茂夫 再任        | 取締役（常務執行役員）<br>化成品部門の統括。スペシャリティケミカル本部長。敦賀事業所の統括        | 100%<br>(14回中14回) |
| 5     | うえの ひとし<br>上乃 均 新任          | 常務執行役員<br>ヘルスケア部門の統括。<br>バイオ・メディカル本部長                  | —                 |
| 6     | にしやま しげお<br>西山 重雄 新任        | 執行役員<br>繊維・機能材部門の統括。<br>繊維・商事本部長。岩国事業所の統括              | —                 |
| 7     | おか たけとし<br>岡 豪敏 再任 社外 独立    | 取締役                                                    | 100%<br>(17回中17回) |
| 8     | なかむら まさる<br>中村 勝 再任 社外 独立   | 取締役                                                    | 100%<br>(14回中14回) |
| 9     | いそがいたか ふみ<br>磯貝 恭史 新任 社外 独立 | —                                                      | —                 |

(注) 竹中 茂夫および中村 勝の両氏の取締役会への出席状況は、2017年6月28日の就任後に開催された取締役会のみを対象としています。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                               | 略歴、地位および担当<br>ならびに重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                     | 所有する当社株式の数 |
|-------|--------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | さかもと りゅうぞう<br>坂元龍三<br>(1947年11月20日生)<br>再任 | 1972年4月 当社入社<br>2002年6月 取締役<br>2005年6月 代表取締役社長兼社長執行役員<br>2014年4月 代表取締役会長<br>現在に至る<br>[重要な兼職の状況]<br>株式会社繊維会館 代表取締役会長                                                                                                            | 21,608株    |
| 2     | ならはら せいじ<br>檜原誠慈<br>(1956年10月17日生)<br>再任   | 1988年1月 当社入社<br>2010年4月 執行役員<br>2011年6月 取締役兼執行役員<br>2014年4月 代表取締役社長兼社長執行役員<br>現在に至る<br>(現 内部監査部、カエルプロジェクト推進部の統括)                                                                                                               | 15,306株    |
| 3     | わた なべ まさる<br>渡邊賢<br>(1956年12月24日生)<br>再任   | 1979年4月 当社入社<br>1999年3月 資金部課長<br>2007年7月 化成品管理室長<br>2009年10月 参与、化成品事業企画室長兼化成品管理室長<br>2014年4月 執行役員<br>2016年6月 取締役兼執行役員<br>2017年4月 取締役兼常務執行役員<br>2018年4月 代表取締役兼専務執行役員<br>現在に至る<br>(現 財務部、経理部、調達・物流部、人事部の統括。<br>カエルプロジェクト推進部の担当)  | 3,980株     |
| 4     | たけ なか しげお<br>竹中茂夫<br>(1958年10月16日生)<br>再任  | 1981年4月 当社入社<br>2004年9月 アメリカ事務所長<br>2006年7月 バイロン事業部長<br>2010年4月 参与、バイロン事業部長<br>2012年4月 参与、機能性樹脂事業総括部長兼機能性樹脂技術開発部長<br>2013年4月 執行役員<br>2017年4月 常務執行役員<br>2017年6月 取締役兼常務執行役員<br>現在に至る<br>(現 化成品部門の統括。スペシャリティケミカル本部長。<br>敦賀事業所の統括) | 3,104株     |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                                                       | 略 歴、地 位 お よ び 担 当<br>な ら び に 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                                                                                                                                  | 所有する当社<br>株式の数 |
|-----------|---------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 5         | うえ の ひとし<br>上 乃 均<br>(1954年6月6日生)<br><b>新任</b>                      | 1989年6月 当社入社<br>2009年10月 参与、コーポレート研究所長兼事業開発企画室副室<br>長<br>2013年4月 執行役員<br>2017年4月 常務執行役員<br>現在に至る<br>(現 ヘルスケア部門の統括。バイオ・メディカル本部長)<br>[重要な兼職の状況]<br>Spinreact, S.A.U. 取締役会長                                                                      | 3,355株         |
| 6         | にし やま しげ お<br>西 山 重 雄<br>(1959年6月26日生)<br><b>新任</b>                 | 1983年4月 当社入社<br>2007年4月 テキスタイル生産技術部長兼テキスタイル生産企<br>画部テキスタイル調達グループマネジャー<br>2014年4月 参与、繊維生産・技術総括部長兼テキスタイル生産<br>技術・開発部長及び東洋紡S T C株式会社へ出向<br>2017年4月 執行役員<br>現在に至る<br>(現 繊維・機能材部門の統括。繊維・商事本部長。<br>岩国事業所の統括 )<br>[重要な兼職の状況]<br>東洋紡S T C株式会社 代表取締役社長 | 1,710株         |
| 7         | おか たけ とし<br>岡 豪 敏<br>(1945年9月19日生)<br><b>再任</b> <b>社外</b> <b>独立</b> | 1974年4月 弁護士登録<br>1996年4月 大阪弁護士会副会長<br>2003年7月 弁護士法人近畿中央法律事務所設立、代表社員<br>現在に至る<br>2015年6月 当社取締役<br>現在に至る<br>[重要な兼職の状況]<br>弁護士法人近畿中央法律事務所 代表社員                                                                                                   | 0株             |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                          | 略歴、地位および担当<br>ならびに重要な兼職の状況                                                                                                                             | 所有する当社株式の数 |
|-------|-----------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 8     | なかむら まさる<br>中村 勝<br>(1953年9月3日生)<br><b>再任</b> <b>社外</b> <b>独立</b>     | 1977年4月 住友商事株式会社入社<br>2006年4月 同社理事<br>2008年4月 同社執行役員<br>2010年4月 同社常務執行役員<br>2012年4月 同社専務執行役員<br>2016年4月 同社顧問<br>現在に至る<br>2017年6月 当社取締役<br>現在に至る        | 0株         |
| 9     | いそ がい たか ふみ<br>磯貝 恭史<br>(1949年4月4日生)<br><b>新任</b> <b>社外</b> <b>独立</b> | 1987年1月 大阪大学教養部助教授<br>1996年4月 大阪大学大学院基礎工学研究科助教授<br>2002年4月 神戸商船大学商船学部教授<br>2003年10月 神戸大学海事科学部教授<br>2013年4月 流通科学大学商学部教授<br>2018年4月 流通科学大学非常勤講師<br>現在に至る | 0株         |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者のうち、岡 豪敏、中村 勝および磯貝 恭史の各氏は、社外取締役候補者です。
3. 社外取締役候補者に関する特記事項は、以下のとおりです。
- (1) 社外取締役候補者の選任理由等
- ・岡 豪敏氏は、弁護士として豊富な経験と幅広い見識を有しており、その客観的・専門的な見地から当社の経営に対して、助言・監督をいただくため、選任をお願いするものです。同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しています。なお、同氏は、2008年6月から2014年6月まで当社の買収防衛策に定める独立委員会の委員を務めました。
  - ・中村 勝氏は、経営者として豊富な経験と幅広い見識を有しており、その客観的・専門的な見地から当社の経営に対して、助言・監督をいただくため、選任をお願いするものです。
  - ・磯貝 恭史氏は、品質管理分野に精通した学識経験者として豊富な経験と幅広い見識を有しており、その客観的・専門的な見地から当社の経営に対して、助言・監督をいただくため、選任をお願いするものです。なお、同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しています。
- (2) 当社の社外取締役に就任してからの年数
- 岡 豪敏氏の社外取締役の在任期間は、本總會終結の時をもって3年です。
  - 中村 勝氏の社外取締役の在任期間は、本總會終結の時をもって1年です。

(3) 社外取締役との責任限定契約

当社は、定款第28条において、社外取締役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めており、当社は、岡 豪敏、中村 勝の両氏との間で法令が規定する額を限度とする責任限定契約を締結しています。両氏の選任が承認された場合、当社は、両氏との間で当該責任限定契約を継続する予定です。また、磯貝 恭史氏の選任が承認された場合、当社は、同氏との間で同様の契約を締結する予定です。

(4) 独立性に関する事項

- ・ 岡 豪敏、中村 勝および磯貝 恭史の各氏は、いずれも当社が定めた「社外役員の独立性基準」の要件を満たしています。
- ・ 岡 豪敏氏の重要な兼職先である弁護士法人近畿中央法律事務所と当社との間に取引はありません。
- ・ 中村 勝氏が過去に業務執行者であった住友商事株式会社と当社との間には、取引関係がありますが、その取引額は、直近事業年度において両社の連結売上高のそれぞれ1%未満です。
- ・ 磯貝 恭史氏の重要な兼職先である流通科学大学と当社との間に取引はありません。
- ・ 当社は、岡 豪敏、中村 勝の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出しています。また、磯貝 恭史氏の選任が承認された場合についても、独立役員として同取引所に届け出る予定です。

### 第3号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役 西中 久雄氏は任期が満了いたしますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                                                                            | 略歴、地位および重要な兼職の状況                                                                                                 | 所有する当社株式の数 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 飯塚 康広<br>(1958年7月1日生)<br><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新任</span> | 1981年4月 当社入社<br>2006年4月 AC事業部長<br>2009年4月 AC事業総括部長<br>2011年4月 参与、AC事業総括部長<br>2015年4月 執行役員<br>2018年4月 顧問<br>現在に至る | 1,971株     |

(注) 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。



#### 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いします。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は、次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                            | 略歴および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                    | 所有する当社株式の数 |
|-----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| さと い よし のり<br>里 井 義 昇<br>(1962年12月10日生) | 1996年4月 弁護士登録<br>1996年4月 高木茂太市法律事務所入所<br>2006年2月 象印マホービン株式会社 社外監査役<br>2015年6月 NCS & A株式会社 社外監査役<br>2015年6月 当社社外監査役<br>2016年12月 やさか法律事務所入所<br>現在に至る<br>[重要な兼職の状況]<br>やさか法律事務所 弁護士 | 0株         |

- (注) 1. 当社は、里井 義昇氏に当社コンプライアンス相談の社外窓口として報酬を支払っていますが、その額は直近事業年度において0.1百万円と僅少であり、それ以外に当社との間に特別な利害関係はありません。また、同氏の重要な兼職先であるやさか法律事務所と当社との間に取引はありません。
2. 里井 義昇氏は、補欠の社外監査役候補者です。なお、同氏は、当社が定めた「社外役員の独立性基準」および東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしています。
3. 補欠の社外監査役候補者の選任理由等  
里井 義昇氏の弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を生かし、当社の監査に反映していただくため、選任をお願いします。なお、同氏は、2015年6月から2017年6月まで当社社外監査役を務め、当社グループの事業内容および監査体制などについても十分な知見を有しているため、法令に定める監査役の員数を欠くこととなった場合においても適切に職務を遂行いただけるものと判断しています。同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しています。
4. 社外監査役との責任限定契約  
当社は、定款第36条において、社外監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めています。里井 義昇氏が社外監査役に就任することとなった場合、当社は、同氏との間で法令が規定する額を限度とする当該責任限定契約を締結する予定です。

<ご参考> 社外役員の独立性基準

次に掲げる属性のいずれにも該当しない場合、当該社外取締役および社外監査役（候補者を含む）は、当社からの独立性が高く、一般株主との間に利益相反が生じるおそれはないものと判断する。

- (1) 当社の主要株主（議決権保有割合が10%以上である者をいう、以下同じ）、またはその会社の業務執行者
- (2) 当社が主要株主である会社の業務執行者
- (3) 当社を主要な取引先とする者（当社に対して製品もしくはサービスを提供している者であって、過去3事業年度の平均年間取引額が当該取引先の年間総売上高の2%超に相当する金額となる取引先をいう）またはその会社の業務執行者
- (4) 当社の主要な取引先（当社が製品もしくはサービスを提供している者であって、過去3事業年度の平均年間取引額が当社の年間総売上高の2%超に相当する金額となる取引先をいう）またはその会社の業務執行者
- (5) 当社の主要な借入先（その借入残高が当社総資産の2%超に相当する金額である借入先をいう）である金融機関の業務執行者
- (6) 当社から役員報酬以外にコンサルタント、会計士、弁護士等の専門家として年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている個人、または年間1億円以上を得ている法人等に所属する者
- (7) 上記(1)乃至(6)に過去3年以内に該当していた者
- (8) 上記(1)乃至(7)に該当する者の二親等内の親族

(注) 上記の属性に該当しない場合であっても、当社のグループ会社または取引先のグループ会社における取引高等を勘案して、独立性がないと判断する場合がある。

以 上

以 上









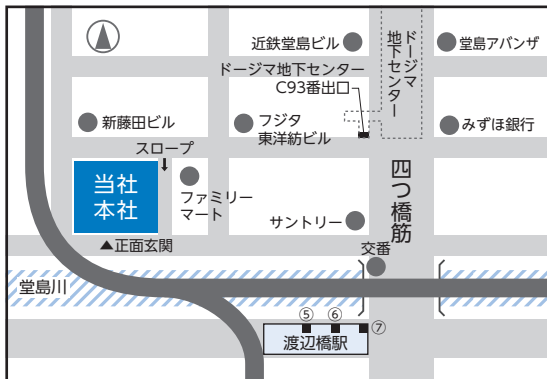
# 株主総会会場案内図

## 会場

当社本社12階大ホール  
大阪市北区堂島浜二丁目2番8号

## 交通

- ▶ JR 「大阪」駅 桜橋出口から 徒歩約15分
- ▶ JR東西線 「北新地」駅 西改札口から 徒歩約10分
- ▶ 阪神 「梅田」駅 西第3改札口から 徒歩約15分
- ▶ 京阪中之島線「渡辺橋」駅 ②番出口から 徒歩約7分  
[大阪メトロ]
- ▶ 四つ橋線 「西梅田」駅 南改札口から 徒歩約10分  
「肥後橋」駅 ②番出口から 徒歩約10分



※駐車場の用意がございませんので、公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。  
※スロープの入口は、ビル北東側にございます。



見やすいユニバーサル  
デザインフォントを  
採用しています。

本年より、株主総会にご出席の株主様へお配りしておりましたお土産は、とりやめとさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。